

総務委員会会議録

平成19年 8月22日(水)

(開 会) 9:58

(閉 会) 11:48

○ 委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。

「入札制度について」を議題といたします。

執行部から、資料が提出されていますので、補足説明を求めます。

○ 契約課長

入札制度につきまして、現在の主な契約の方法であります指名競争入札についてお手元に配付しております資料により、ご説明いたします。

資料の1ページをお願いします。指名業者の格付基準でございますが、第1条で目的としまして、1件3億円未満の工事の指名競争入札に参加する市内業者の格付をする基準を定める旨を謳っております。

次に、第2条では、1号で市内業者の定義としまして、法人の場合は本店の登記所在地および建設業許可所在地、個人の場合は営業所の許可所在地および個人の住所が市内にあり2年以上の営業の実態を有しているものでございます。

次に、第3条の格付につきましては、建設業法第27条の23の規定による経営事項審査における客観点数に、工事成績評定による主観点数を加減しまして格付をいたします。

資料の3ページをお願いします。例えば、土木一式工事であれば875点以上はAランクというように格付をするものでございます。なお合併の関係により平成19年度までは客観点数のみで格付をおこなっております。次に1ページに戻りまして第3条の2項で特定建設業の許可のない土木一式工事、建築一式工事業業者は総合点数がAランクに該当してもBランクの格付とすることにしております。これは下請け工事契約について土木一式3千万円、建築一式4千5百万円以上の下請け工事契約をする場合は、特定建設業の許可が必要なためでございます。

次に第4条では、主観点数の算定方法についてでございますが、資料の4ページをお願いします。この評定基準の中で例えば1年間の工事成績評定の平均値が中ほどの80点から85点未満でございますと、5点を加点することとなります。

資料の2ページに戻りまして、第5条で格付の基準日は毎年4月1日ということでございます。以上が業者の格付基準でございます。

次に資料の5ページをお願いします。建設工事指名競争入札参加者指名基準でございます。第2条で工事のランクおよび業者数を規定しております。

資料の同じく7ページをお願いします。例えば土木一式工事でございますと、3億円未満7千万円以上がAランク工事となります。次に資料の8ページで土木一式工事のAランクであれば最低の業者数は8社ということでございます。

資料の5ページに戻りまして、第2条の3項では、専門工事においても、土木、建築と同様に7千万円以上の工事については特定建設業の許可が必要な旨を規定しております。

次に第3条では、指名する場合の勘案事項としまして、不誠実な行為の有無、手持ち工事の有無、第2項では暴力団関係者は指名しない旨を規定いたしております。

次に第5条では3億円以上の工事については、原則として特定建設工事共同企業体発注とすること、また(1)でその組み合わせについては、原則として 市内業者と市内業者、若しくは市内業者と市外業者、(2)、同じく(3)で構成業者数、出資比率を規定しております。

次に第6条で指名停止に関すること、第7条では、この規定によりがたい特殊工事についての例外規定でございます。

資料の9ページをお願いします。平成18年度および19年度の建設工事登録業者数を掲げ

ております。左から市内業者数、市外業者数、()内の準市内業者数につきましては、本店が市外にあって、建設業の許可を持った営業所等が市内にある業者数でございます。なお市外業者につきましては、2年に一度の更新でありますので、19年度分につきましては、18年度の業者数に19年度で追加受付した分を加算しております。

次に資料の10ページをお願いします。平成18年度の工種毎の工事発注件数を1千万円以上と130万円以上1千万円未満に分けて上下水道局発注分も参考のため計上いたしております。以上簡単ですが説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、ただいまの資料および補足説明を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 永露委員

ただいまの資料の中での7ページ、各ランクごとに関する請負契約の金額の基準が掲げられてあります。

Fが130万円以上ということになりますが、130万円以下のことについてはどのような対応をなされているのかお尋ねをいたします。

○ 契約課長

設計額が130万円以下の工事につきましては、それぞれ発注する所管課が契約をいたしております。

○ 永露委員

130万円以下につきましてはそれぞれの所管課において発注されるということですが、その発注のあり方、例えば一般的な指名競争入札が行われまじょうし、また場合によっては随契もあるかと思いますが、そこら辺の割り振りといいますか、あり方についてはいかがでしょうか。

○ 契約課長

基本的にはそれぞれランクのE、F業者の中から3社程度の業者を指名しまして、契約をいたしております。

○ 永露委員

3社程度を指名をするということですが、もちろんこれは管財課への依頼という形になりますわけですか。

○ 契約課長

それぞれ発注現課の課長決裁でいたしております。

○ 永露委員

といいますと、どこの業者を選ぶかについては所管課の課長権限ということですね。ということは、金額は130万円以下ですけども、その権限を課長1人が持つておるということですね、どれを選ぶか。どれを選んでもいいわけですか。

○ 契約課長

基本的には地域性等も考慮した中で選考いたしておりますが、最終的な決裁は所管課の課長でございます。

○ 永露委員

指名全般についてちょっとお尋ねしますが、今あなたが地域性ということをおっしゃったけれども、指名のあり方について、現在地域制は採られておりますか。

○ 契約課長

契約課で発注いたします130万円以上の分については地域性は考慮いたしておりません。

○ 永露委員

ではなぜ130万円以下は地域性を考慮するんですか。

○ 契約課長

合併の協議の時点でいろいろな意見が出たわけですが、その中で130万円以下、各所管で契約する分につきましては、地域性も考慮していいというような協議がなされたことでございます。

○ 永露委員

合併協議会が全ての責任を持ってやられたということですね。そこで全部決められたわけですか。それで決めたものが全て行うということによってやっていったんですか。

○ 契約課長

合併協議の中ではそれぞれの発注の仕方、1市4町をオープンにするか、あるいはもともとの1市4町を分けた中で段階的に進めていくか、それとか130万円以下の発注のあり方、それからランクの付け方、そういったものにつきましては合併協議の中で決定がなされておりますので、今現在その中で運用をいたしております。

○ 永露委員

これは旧飯塚市のことですが、もう15年から20年前から、いわゆる業者選考とか入札のあり方について非常に問題がたくさんあって、そういうことではだめだということで現在のシステムにしたんです。現在のシステムでは私は全国に誇っていいシステムだと思っております。この飯塚市の今のやり方は、ですからそこに一番だめなのが、主観が入ることなんです。主観が入るといって、業者選考についても、主観が入るといって一番問題視されるわけです。今の例えばこのAランクの工事なんかではほとんど例えば全業者を、よっぽどの手持ち業者とかそういうことは、除外事項については除外するけれども、その他についてはすべからず全部の業者を指名をするという方法をとられておりますね。いかがですか。

○ 契約課長

契約課発注の130万円以上の分については今言われましたとおり、土木でいきますとAからDランクまでは全社指名。それからE、Fにつきましては上位から順次6名の指名選考いたしております。

○ 永露委員

ということで、そこに主観は入ってこないんですよ。主観の入る余地がないんですよ。ですから私はさっき言いましたように、今のやり方は日本の中でも誇れるシステムだと言っておるんです。ところが、あなたが言っていることは金額130万円以上についてはそうしますと。でも、130万円以下についてはその方法をとりませんということでしょう。とっていないということでしょう。なぜですか。

○ 契約課長

130万円以下につきましては、自治法の中では随意契約が認められておりますので、それぞれ、130万円以上につきましては今言いましたように上位から順次順番で6社ずつ指名選考いたしておりますけど、130万円以下につきましては各所管課での発注になりますので、そのところの発注が非常に事務的に困難な場合がございますので。ただし落札、130万円未満で1件落札して手持ち工事がある業者は続けて次の工事に指名するとか、そういったようなことがないように、うちの方で監督、指導をいたしております。

○ 永露委員

ですから例えば金額が130万円以下であっても、そこに選ぶ側の主観ができるだけ入らないようなシステムをとったほうがいいということをおっしゃるんですよ。だから全てもこういうものは個人の主観が、個人の権限が及ぶとあまりいいことないんですよ。ですからその課長のさじ加減で誰を選ぶかができるシステムを残すと、例えば金額が少ないにしても130万円以下ということであっても、それに対して自分のところがどうしてもそれを取りたい、仕事に入りたいということであれば、動きが出てくるわけでしょうが。ところが、今飯塚市の

基本的なシステムについては、もうそういうことはできない状況にあるわけですから。ですからそのような状況を、130万円以下のもの、金額が少ないということであっても、そういうシステムを何らかの形で、あまり個人ひとりの主観によって、誰を選ぶことができるかというようなシステムは変えるべきじゃないかというふうに思うんですがいかがですか。副市長いかがですか。

○ 総務部長

先ほど契約課長が申しあげましたように、一般的にと申しますか、そういった入札については、やはり客観性とか透明性、あるいは競争性というものが非常に求められておるわけでございまして、先ほど言いましたように130万円以上の分についてはそれが担保されておりますけれども、130万円以下ではそういった地域性とか、ある程度裁量の部分が残っておるということでございますので、今後は契約の指導、あるいはそういった問題も含めまして担当課と契約課と連携しながら客観性に努めてまいりたいと思っております。

○ 永露委員

それともう1点、所管課権限において指名入札でも随契でもいいわけですね。随契でもできるわけでしょ。じゃあ指名入札と随契の違いをどこでされておりますか。

○ 契約課長

所管課で行っております130万円以下につきましては、3業者、基本的には3業者を指名しまして、その入札を行いまして契約をいたしておりますけど、入札書を出した場合には競争入札ということになります。自治法上は随契も認められておりますので、見積書の提出で一番最低業者と契約するというようなことになれば、それを随意契約ということと呼んでおります。

○ 永露委員

ですから、ある工事を指名競争入札にするのか、随契にするのかの区別はどこをもってされておりますか。

○ 契約課長

現在各所管課でしております分につきましては、3社指名しまして入札書を取っておりますので、これは正式には指名競争入札ということになります。

○ 永露委員

所管課の権限の工事につきましては、すべからく指名競争入札をやっておるということで、確認してよろしいですか。

○ 契約課長

原則としては指名競争入札、3社指名の入札を行っておりますけど、工事の内容によっては一部随契があるかも分かりませんが、それはその業者しか対応できないといった工事だと思っております。一般の工事では1社の随契とかいうのはいたしていません。

○ 永露委員

いわゆる特殊性ですか。その業者しかできないとか、130万円以下の工事についてそういうものがあるんですか、具体的に。

○ 契約課長

例えば水門とか井堰とかそういった関係の維持修繕工事が出ますと130万円以下でございまして、施工した、設置した業者でないと対応できないというような場合がございます。

○ 永露委員

それと資料の8ページ、ランクごとの指名の数が書かれております、何社以上ということで。これは先ほどちょっと触れられましたけども、もう少し具体的に、例えばAランクの工事が今何社あるかちょっと覚えておりませんが、かなりあると思うんですが、これにつきましてはそういう除外に該当するものについてはもう全社指名を行うとかいうことありましようけども、例えば今度それ以下のランクになりますとそれこそまた数が増えますんで、この何社以上

という非常にあいまいな表現にどうしてもなっておりますので、「以上」という定義のあり方についてお尋ねをいたします。

○ 契約課長

この基準の中で8社以上と規定しておりますのは、最低の業者数を表しております。例えば土木のAランクですと現在18社おります。その中で手持ち工事が、例えば11社手持ち工事がありますと、Aランク業者7社しか残ってないということになりますと、Bランクの上位から8社を満たすまで借りてくると。同じくBランクにつきましても、手持ち工事がある業者等を除外しまして8社以下の業者数になりますと、上位ランクの業者の下位から借りてくると。ですから、Aランク業者の一番ランクの下、下位の業者で手持ちのない業者を補充しまして8社を満たすまで借りてくるというようなことでございます。

○ 永露委員

例えばこのランクのCとかDとかいうところになりますと、おそらく合併によりましてかなりの数が、相当数の数がおろうと思うんですが、今言われました、私の理解では以前は例えば40あったら40入れるということは物理的に不可能になりますんで、例えばそこに7社とか8社、10社とかね、そういう入れ方をして、次のあれにはいわゆるローテーションを組んでやるというような方法も以前採られておったように私理解してるんですよ。今聞きますと例えば全て上位上位ということになりますと、偏るんじゃないかと思うんですが、そこら辺の扱い方についてはどのようにされておりますか。

○ 契約課長

当該ランク、例えばBランクの工事あるいはCランクの工事でこの最低業者数を満たさない場合につきましては上位ランクの下から順次借りてくるようにしておりますので・・・

○ 永露委員

今ね、CとかDとかものすごい数がおるんですよ。だからその中で数が足りんとかいうことありえんのですよ。以前はそうだったかもしれませんが。今例えばそれぞれのランク、ちょっと数を教えてください。あると。資料にある。

例えばここに書いてありますね。そうないんですけども下位にいくと、かなりの相当数な数があるでしょ。だからそういう場合にはその中で対応できないということはほとんど考えられないんですよ。ですから今課長が言われることは分かりますけれども、対応できるときの、例えば業者選考のあり方を常に上位からしたらいつまでたっても下位には回らんんじゃないかという話もありましょうからね、そこら辺の取扱いをどのようにされておるのですか。

○ 契約課長

ちょっと確認させていただきますけど、土木のEランクとかFランク業者の場合でございましょうか。例えばEランクとFランクですともう順次上位から6社ごと切って発注していきまますので、年度の工事数によりましては途中で切れる場合もございまして、だいたい指名回数は年度通して同じような回数にはなっております。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10：24

再開 10：24

委員会を再開いたします。

○ 契約課長

土木のE、Fとか、あるいは業者の多いところにつきましては、6社指名は順次ローテーションでやっておりますので、平均した指名回数になっております。

○ 永露委員

分かりました。それともう1点、ちょっと私が見落としておるんかどうか分かりませんけれ

ども、業者の不正行為に対する処分、処分については内規等でおそらく定められておるだろうと思うんですが、これには載ってないですかね、資料には。載ってなかったらちょっと教えてください。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 10 : 25

再開 10 : 34

委員会を再開いたします。

○ 永露委員

先ほどの行政処分についての資料をいただいておりますので、できれば資料を出していただければありがたいと思いますが、委員長、取り計らいをお願いいたします。

○ 委員長

執行部にお尋ねいたしますが、ただいま永露委員から要求のっております資料は提出できますか。

○ 契約課長

ただいま要求のありました指名停止措置関係の要綱について資料を提出させていただきます。

○ 委員長

おはかりいたします。ただいま永露委員から要求のありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって執行部に資料の提出を求めます。

ほかに質疑はありませんか。

○ 永露委員

資料をいただいたんですけど、ちょっと数がありますんで、ちょっとお尋ねをいたしますが、いろんな行政処分があると思うんですけども、例えば今問題になっております談合、談合についての処分についてはどのような形がなされておりますか。

○ 契約課長

今お手元に配付しております資料の中で、6枚目ほどになりますけど、別表第2というのがありますが、その中の3、下の方の欄になりますけど、その中で独占禁止法違反行為ということで本市が発注した工事あるいは本市以外で発注した工事についての指名停止の基準、それから次のページの5、6で談合あるいは競売入札妨害で逮捕あるいは起訴されたときの処分等をうたっております。

○ 永露委員

いわゆる談合罪というのがありますが、これはもう刑法違反ですけども、例えば談合が確定したという場合、談合罪というのはご存知だと思いますけども、2年以下の懲役か250万円以下の罰金なんですよね。かなり他の刑罰から見ても非常に私は重いと思うんです。ですから例えばこの中で市が決めております罰則によりますと、4カ月から18カ月ですか。私はこれ、内規ですから飯塚市としてはいかようにも決められるわけでしょう。どんだけの処分にしてもいいわけでしょう。だったらね、談合というものはね、もういかに割の合わんことかということ、私ははっきりやるべきだと思うんです。もしなったら、要するにそれぐらいの不当な利益を得ろうと思ってやるのが、こんだけの処分を受けるんだということを思えば、私はかなりの影響出てくると思うんですよね。だからここで最大18カ月ですね。これ永久処分ぐらいにしたらどうですか、極端に言えば。

それじゃなくてもいいよ。もっと、18カ月、1年半でしょ、1年半どころじゃない。もっともっと長く、例えば5年とか6年とか、やるんだという、そういう姿勢を見せればかなりの影

響力出てくると思うんですがね、その点についてはいかがですか。

○ 契約課長

現在飯塚市で設定しております指名停止の要綱につきましては、国のモデルを参考に作っております。

今言われます談合を行った場合の処罰としましては、ここに掲げております4カ月から18カ月という期間で設定しておりますが、この中では特に悪質な場合は2倍まで延長することができるような規定もうたっております。それにつきましては、措置要綱2枚目の3、4条の3項です。そこで、特に悪質な場合は2倍で、最高が24カ月という規定もうたっておりますが、自治法の中でも逆に指名停止ということじゃなくて、入札の参加資格を取り消すというような規定で2年間は申請ができないという規定がありますが、現在国の動きとしてはそれを3年に延長すると。そういう談合とか悪質な不正行為を行った場合については3年間の入札の参加資格を取るというようなことを今審議されておりますので、現在飯塚市の契約規則の中では2年間の資格を取るという規定にしておりますが、それにつきましても国の3年という規定になれば本市の契約規則についても3年というふうに変更して、厳しい措置をしていきたいというふうに考えております。

○ 永露委員

ですから別に国を見習わんでもいいでしょう。飯塚市は飯塚市の独自のやつを出せばいいじゃないですか。やってやれんことはないんでしょ。何かそんなことしたらペナルティでもあるんですか。私はぜひ飯塚市独自のもっと厳しい形をぜひやってもらいたいと思いますし、それぜひ検討していただきたいと思いますが、ただ今あなたが言われた中で、特に悪質な不正行為というようなことありますけども、談合に何か特に悪質な行為とかあるんですか。普通の談合とか、特に悪質な談合とかいうのはあるんですか。刑法でもそういう基準があるんですか。ないでしょ。全てでしょ。談合が確定すれば全て2年間の懲役、250万円以下の罰金ということになされておるんでしょ。そこにどこが特に悪質な談合とか、あったら教えてください。どういう談合が悪質なんですか。

○ 契約課長

今私が説明しましたのは指名停止措置要綱の中で特に悪質な場合は指名停止期間が2倍まで延長することができるという旨の説明をいたしました。談合については特にそれを指定して答弁したものではありませんので。

○ 永露委員

それだったら逆におかしいじゃない。談合については最高18カ月でしょ、今。談合は、処分は。その他の不正行為は悪質と認められたら24月ですか、24カ月、2倍までできるということでしょ、特に悪質と認められた不正行為については。そういう答弁じゃなかったんですか。

○ 契約課長

私が答弁したのは、指名停止要綱の中で全体の中で特に悪質なものについては2倍までできるということで答弁をいたしました。

○ 永露委員

それには談合も入るということですね、もちろん。という答弁ですね。談合も含めて、その他も含めて全般的に特に悪質と認められたときには最大2倍まで、24月までできるということですね。ですから聞きましたでしょ。談合における特に悪質というものはあるんですか。何ををもって特に悪質という判断されるんですか。いい談合とかいうのはあるんですか。

○ 契約課長

例えば、一度談合とかいう事件を起こしまして、指名停止をすると。その後また2回目を行うといったような場合も考えられると思っております。

○ 永露委員

それは談合そのものに対する悪質かどうかという判断じゃないじゃないですか。だから、限定しますけど、談合につきましては最大18カ月以上できんじゃないですか。できますか。18カ月以上やろうとすれば、そこに特に悪質なものであるという判断は入らなければできないわけでしょう。ですからその談合について、特に悪質かどうかという判断ができますかということですよ。あなた今言われました、1回してまた2回目とかいう話じゃないんですよ。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 10:45

再開 10:48

委員会を再開します。

○ 永露委員

今までいろいろ述べましたけども、いわゆる談合というのはすべからず悪だと。してはならんことだと。そのことによって回りまわって市や市民に被害が回ってくるわけでしょう。損失を与えるわけでしょう、結果的には。そういうことですから、例えば談合をすることと談合をしたことによる処分を受けることを考えたら、こんなことはできんと、談合そのものがもう割に合わんことだということをやっぱり知ってもらうのが一番と思う。そのためにはやっぱり口で言ってもできることじゃないから、処分でやるしかない現状では思うんです。ですから例えば、国がこれから3年を考えるとかなんなことはいいんです。国がしたから市もやりますということじゃなくていいんですよ。市は市として5年間やります、10年間やりますとかね、そういう姿勢を見せることで談合防止も私はつながっていくと思うんですよ。ですからできるだけ近い時期にそのこと検討してください。そして出ましたら、途中経過でも何でもいいますから委員会にまたご報告をお願いいたします。

○ 市場委員

川上委員の資料要求の中にも出てますけど、一般競争入札というのが、市がどういう場合にするのか、そういうこと、状況・・・

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 10:50

再開 10:50

委員会を再開します。

○ 市場委員

一般競争入札についての市の対応と、最低価格制度というのが市が導入してるのかどうかその辺からちょっとお伺いしたいと思います。

○ 契約課長

一般競争入札の導入につきましては、現在談合の防止と、あるいは落札率の高止まりの防止とか、そういった意味からいろんな国辺りが導入を指導してきておりますので、今後導入について要領と方法とか時期とかについて、今後検討をしていきたいというふうに考えております。

それから最低制限価格につきましては、これは履行を確保するという趣旨から最低制限価格の設定の意味があるんですが、現在本市では5千万円以上の工事と就労事業についてのみ設定をいたしております。

○ 市場委員

県では既に土木建設工事で総合評価方式というのを採って、今の時代、値段が安いばかりがいいんじゃないという方針で県にできてるんですよ。その辺について市の中で導入の計画があるかどうかもちょうとお伺いしたいと思います。

○ 契約課長

今言われました総合評価方式につきましては、国県あたりの大型工事で現在導入がされております。市町村あたりにつきましてはそういった大型工事、あるいは技術評価するような特殊な工事につきましては件数が少ないということから簡易型を国がモデルを作って各市町村あたりに指導を今行っている状況でございます。本市としましても内容を確認しまして、今後検討して行きたいというふうに考えております。

○ 市場委員

その大型工事というのはどの程度を言うんですか。

○ 契約課長

だいたい国あたりが・・・今手元に資料を持ちませんので、はっきりした金額は分かりませんが、10億とか20億円以上の工事と思います。

○ 市場委員

県のあれには5千万円と書いてあるんですよね、5千万円。これ違うんかね、5千万円というの。

○ 契約課長

今私がお答えしましたのは総合評価方式の中にも簡易型とか、3つか4つくらいのランクがありまして、一番大きな本当の総合評価方式で、県あたりはそれの簡易型に近い分だと思います。それで確か現在県は5千万円以上で執行をいたしておる状況でございます。

○ 市場委員

ちょっと本題の方に入りたいんですけども、先ほど最低価格制度をお尋ねしてたのは、今から指定管理者制度とかそういう労働集約型というんですか、いわゆる人件費型の契約、これ委託になるかと思えますけれども、入札の中でおそらく処理されていくやろうと思うんですよね。指定管理者が2年とか3年の期間で普通結ばれてますよね。そうしたときの働く人たちの分が3年切れたらどうなるかという問題があるんじゃないかと思うんですよ。特に今度の場合、具体的に言いますと、図書館で指定管理者制度が導入されますよね。今働いてる人はどうなるかという問題がまずありますね。それで、そういうことも含めて、指定管理者制度によって、市がワーキングプアと今いわれるような人たちを作り出すという懸念があるんじゃないかと思ってるんですよ。契約を3年にした後、残りの中で保証がないわけですよね。その次また入札があって取れるかどうかというのが。そうしたときに指定管理者になる人がそこ働く人たちを終身雇用といいますか、長期間にわたって雇用できるという保証がないというような重大な問題があると思うんです。その辺の市の対応というんですか、どういうふうに考えてあるのかをぜひお聞かせ願いたいと思います。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 10:55

再開 10:56

委員会を再開します。

○ 市場委員

市場化テストなんかはどういうふうに考えてあるか、今すでに戸籍なんかでも税務とかはいいとなってますよね、民間と競争しなさいってなってますよね。そういうことについては、それも入札じゃないんですかね、それはどういうふうになるんでしょうか。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 10:56

再開 10:58

委員会を再開します。

○ 財務部長

行革の中では市場化、そういうものも今後検討していく、導入を検討していかななくてはならないことを一応うたっております。市場化テストというのは官でやった方が行政コストがいいのか、民の力を借りて行政コストをできるだけ低く抑えて効率よくやるということの比較ですので、例えば民間の方でやった方がいいと、非常に安く上がって効率も上がるということになってくれば、市場化、それに基づいて、じゃあそういうものを検討して導入していきましようということになるだろうというふうに思っております。ただこれについては未だ個々具体的に検討しておりませんので、将来的にはどういう業務、今一部では窓口業務とかいろいろなど、ただ公権力を行使するところとかいろいろ問題がございますので、今後の検討課題とさせていただきますというふうに思っております。

○ 市場委員

私が言いたかったのは委託契約の中で特に労働集約型というんですか、ほとんど人件費の部分について市が人件費を1人頭いくらかという、例えば最低賃金法とか、市で使ってる臨時とか嘱託とか、そういう形の歯止めみたいなのがあるかどうか知りたいわけですよ。それで、一定の賃金をやらんで、価格が安いというだけの入札をしてもらいたくないということを言いたいわけなんです。そういうことが飯塚市の中でとってあるかどうかというのを聞きたいんですよ。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 11:00

再開 11:10

委員会を再開します。

○ 市場委員

労働型の委託契約なんかについても、賃金の単価を市の中で決めてそれより下回らん最低価格というような制度をつくって労働問題にも寄与してもらいたいと思います。それで特に今プロポーザルという形、指定管理者も出てましたけど、やっぱりそこら辺の賃金の見方とかありますけど、また2、3年とかいう問題があるんですよ。いろいろな問題がありますので、その辺も含めて検討していただきたいと思っておりますので、よろしく取り計らいお願いしたいと思いますが。

○ 契約課長

現在入札におきまして、極端に低い、要するに低価格入札がありますと、その明細なんかを出してもらいまして、確実な履行ができるかどうかの確認はいたしておりますが、今委員が言われました件につきましても、今後検討させていただきたいというふうに考えております。

○ 川上委員

今後入札改革について審査するうえで、資料を請求させていただきたいと思うんですね。委員長において取り計らいをお願いをいたします。

1. 平成18年度の契約状況、これについては件数と契約額、契約方法。その1が設計額130万円以上の工事契約。その2、設計額50万円以上の委託契約、その3、予算額が50万円以上の物品契約。その4、土地の売払契約。2つ目は、1のうち随意契約分（特殊分を除く）の随意契約理由書の写し。3は、平成18年度の土木・建築一式工事におけるランク別落札率状況。4は平成18年度の設計額1千万円以上の工事契約に係る入札記録。これにつきましては、工事名、入札日、現場説明会日、応札業者名、予定価格、最低制限価格、落札額、落札業者名、落札率、こういう要素を入れていただきたいと思うんですね。5、談合情報の対応の状況。6、一般競争入札の他市の導入状況。7、入札制度改革の経過。8、2001年2月に日

本弁護士連合会が公表した「入札制度改革に関する提言と入札実態調査報告書」、その写し。以上1から5については、上下水道局発注分も含めてお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○ 委員長

執行部にお尋ねしますが、ただいま川上委員から要求のっております資料については提出できますか。

○ 契約課長

ただいま資料要求のありました平成18年度の契約状況、設計額130万円以上の工事契約、設計額50万円以上の委託契約、予算額が50万円以上の物品契約、その分の件数と契約額と契約方法。それからそのうちの随意契約分の随意契約理由書の写し。それから平成18年度の土木・建築一式工事におけるランク別落札率の状況。それから平成18年度の設計額1千万円以上の工事契約に係る入札記録、工事名、入札日、現場説明会日、応札業者名、予定価格、最低制限価格、落札額、落札業者名、落札率。それから談合情報の対応の状況。それから一般競争入札の他市の導入状況。それから入札制度改革の経過。それから2001年2月に日本弁護士連合会が公表した「入札制度改革に関する提言と入札実態調査報告書」の写し。以上。そのうちのまた上下水道局発注分につきましては、水道局と協議をしまして、資料の提出をさせていただきます。

○ 管財課長

1番の平成18年度の契約状況の中の4番ですが、土地の売払契約の件数と契約額と契約方法は資料提出させていただきたいと考えております。

○ 委員長

おはかりいたします。ただいま川上委員から要求のありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって執行部に資料の提出を求めます。なお資料につきましては、準備ができましたら、委員の皆様にお知らせをいたします。川上委員よろしいですか。

○ 兼本委員

資料の要求でございますので、談合マニュアルのやつ、決めたやつがありますよね。それも一緒に出してください。制度改革ということですので、先ほど言いました談合、まあ一般競争入札導入とかいろいろやるやつは談合を防止するためということで、今後は入札制度の改革がそちらの方に向くと思いますので、談合マニュアルについての資料要求。それともう1点、競争性を高めるということであれば、この資料の中に出ておりますAからFまでのランク別の業者数を。当然これは競争性を高めるということは業者が多くなれば多くなるほど競争性が高まるわけですね。高まるということは談合がしにくいと、国はそういうことも言っておりますので、もしもこのAからFまでのランクの見直しをするような予定があれば、それについての、次回で結構ですから、どういうふうにやりたいというような検討しよるような素案があれば、併せて出していただきたいと思います。

○ 委員長

執行部にお尋ねいたしますが、兼本委員から要求のっております資料は提出できますか。

○ 契約課長

まず1点目の談合情報対応マニュアルにつきましては現在規定しておりますので、資料の提出をいたします。それから業者数を増やすということでランク付けに対する素案でございますが、これも一般競争入札の他市の状況等を提出する中で、本市の素案ができ次第、提出をさせていただきます。

○ 委員長

おはかりいたします。ただいま兼本委員から要求のありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって執行部に資料の提出を求めます。なお、これも資料につきましては、準備ができましたら、委員の皆様にお知らせいたします。

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

おはかりいたします。本件は掘り下げた審査をするということで継続審査としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

おはかりいたします。案件に記載のとおり、執行部から、5件について、報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「公用車による交通事故発生について」報告を求めます。

○ 管財課長

お手元の方に図面を配付いたしておりますが、公用車の交通事故について報告をさせていただきます。

本件事故ですが、さる6月27日(水)午後3時30分頃ですが、新飯塚市道上において、市役所から飯塚病院へ行く道でございます。健康増進課の職員が帰庁の途中、信号のない交差点において一時停止線を越えて進入してきた相手方車両と出会いがしらに衝突したものです。損害状況といたしましては、市側の職員2名および同乗の委託保健師1名が頸椎捻挫、ひじ打撲等の負傷をいたしております。車両については前部バンパー、フェンダー等が損傷したものです。相手方には人身傷害がなく、車両については右側フェンダー、バンパー等が損傷したものです。

事故の原因ですが、相手方車両が一時停止線を越えて進入してきたことが主たる要因ですが、この事故に係る損害賠償につきましては、現在相手方と協議中であります。

職員の交通事故防止につきましては、機会あるごとに安全運転に心がけるよう注意を行っております。なお今後事故を起こさないよう当該職員はもとより他の職員につきましても安全運転をするように指導いたします。以上簡単でございますが、交通事故の報告を終わらせていただきます。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 川上委員

6月27日の事故発生ですが、当該職員は健康はもう回復したんですか。

○ 管財課長

治療を行いまして、私の方の報告では、治療中という方もおられますけど、深いところまでは確認は今のところはしておりません。

○ 川上委員

今後、交通事故の事故報告については怪我人が出た場合はその後どうかというところまで報告できるようにしてもらいたいと思います。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「損害賠償請求事件の判決確定について」報告を求めます。

○ 管財課長

損害賠償請求事件の判決確定について報告をさせていただきます。

旧穎田町におきまして、昭和46年9月10日、飯塚市勢田890番地1外1筆、面積713.04平方メートルの土地を現況で払い下げております。また土地の購入者は平成8年9月17日に国土調査の境界確定立会を行っております。その後土地は転売され、併せて国土調査成果閲覧が転売者により行われました。その際に、転売を受けた土地購入者が登記面積より51.81平方メートル少なかったことから、最初の土地購入者が原告となって市を相手として平成18年8月2日に47万849円の損害賠償請求の訴訟を起こしました。

しかし本訴請求の理由がないとの判決が下ったものです。判決日は平成19年6月26日。公訴なく平成19年7月12日に判決が確定いたしております。判決内容ですが、原告の請求は棄却する。訴訟費用は原告の負担とするという内容でございます。以上報告させていただきます。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「平成19年度職員採用試験の申込状況について」報告を求めます。

○ 人事課長

平成19年度職員採用試験の申し込み状況についてご報告申し上げます。

平成19年度職員採用試験につきましては、その申し込み受付を8月1日から8月14日まで行ったところでございます。

採用職種は上級、初級の行政事務と土木でございまして、行政事務では身体障がい者の対象枠を設けております。また採用予定数につきましては、行革の組織見直しの途上でもあり若干名の表記といたしております。

応募状況でございますが、行政事務上級が196名、初級が81名、身体障がい者対象が上級、初級にそれぞれ1名、また土木が5名でございまして、総数284名の応募がございました。今後につきましては、教養試験等の1次試験を9月16日に近畿大学で実施をいたしまして、面接試験等の2次試験を10月下旬に予定いたしておりますところでございます。以上簡単でございますが、職員採用試験の申し込み状況につきまして報告を終わらせていただきます。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「市立穎田病院医療職の職種変更試験の結果について」報告を求めます。

○ 人事課長

市立穎田病院医療職の職種変更試験の結果についてご報告申し上げます。

穎田病院の廃止に伴います医療職の職種変更につきまして、7月14日、15日の2日におたりましてまず教養等の試験を、それから面接を8月4日に行ったところでございまして、その中で行政職希望者のうち事務職、事務員でございまして、この予定者を5名、技能労務職、業務員でございまして予定者を13名と決定いたしましたところでございます。

現状では18名が医療職から行政職への変更予定者となるわけでございますが、穎田病院を引き継ぎます博愛会さんの勤務労働条件、この提示が先日行われたところでございまして、職種変更か、医療職の道か、最終的判断を今月中に予定いたしておりますところでございます。以上

簡単でございますが、職種変更試験についての結果について報告を終了させていただきます。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「公共施設等のあり方の検討について」報告を求めます。

○ 行財政改革推進室主幹

公共施設等のあり方の検討についてご報告いたします。

配付いたしております資料の1ページをお願いいたします。中段の2に記載いたしておりますように、本市には600を超える公共施設がございます。1に記載しておりますが、早急に検討しなければならない主な理由といたしまして、まず1つ目でございますが、合併により目的が重複、性格が類似する施設が増加し、本市と同程度の自治体と比較いたしましても、多くの公共施設を抱えております関係から、施設の維持管理および運営に要する経費が多額であること。2点目でございますが、人口流出などに伴う人口の減少、少子高齢化や市民ニーズの多様化などによりまして利用者が減少し、今後も利用者増が見込めないと思われる施設が散見されること。3点目でございますが、昭和40年代から50年代に建設された施設が多く、老朽化に伴う修繕、大規模改修工事が必要であること。4点目でございますが、民間と競合する施設や、市が実施している行政サービスと同内容、類似のサービスを提供している民間事業者等が増加していることなど課題を多数抱えております。このようなことから、早急に各施設の必要性、効率性、有効性の検証を行い、目的の重複する施設、設置の意義が薄れた施設、利用率が極端に低い施設等の統合・廃止、他施設への転用、民間と競合する施設の民間譲渡などの統合整理や、支所、小中学校などの空き・余裕スペースの有効利活用、開館日の拡大、開館時間の延長などの市民サービスの向上に向けた管理運営の改善策、公の施設の使用料等、受益者負担のあり方等、公共施設等のあり方全般について統一した考え方に基づく検討が必要であることから、3に記載いたしておりますように外部および内部の検討組織を立ち上げ、検討を開始したところでございます。外部組織といたしましては、昨年8月に設置いたしました行財政改革推進委員会の専門的協議組織といたしまして、7月23日に公共施設のあり方検討小委員会を新たに設置いたしております。小委員会は行財政改革推進委員会から4名、本市の関係審議会等有識者から11名、地域代表として自治会、連合会から5名、公募市民、男女それぞれ3名ずつ、計26名の委員で組織いたしております。

小委員会での主な協議事項でございますが、公共施設等のあり方全般に係る基本方針について答申していただくこと。2つ目が基本方針に基づいて策定いたします実施計画、行政素案に対する意見・提言書を策定していただくこととございますが、基本方針につきましては2ページをお願いいたします。施設種別ごとの統合整理・存続・統廃合・譲渡等の見直し方針。公共施設・支所・小中学校等の空き・余裕スペースの有効利活用。市民サービス向上に向けた施設運営の改善。直営継続施設の管理運営の抜本的な見直し。公の施設使用料等受益者負担、使用料減免を含みますが、その基本的な考え方などについて協議をお願いすることといたしております。なお、施設の設置目的、性格等が異なり、多岐にわたっておりますことから、2つの専門部会、それぞれ13人で組織いたしますが、専門部会を設置いたしております。

次に内部組織でございますが、先月の27日に行財政改革推進本部の下部組織でございます行財政改革推進会議に係る課長等で組織いたします分科会を設置いたしております。分科会は施設種別ごとに6分科会を設置し、あり方検討小委員会専門部会に提案いたします素案、それから協議の参考資料の収集・作成、それから基本方針に基づいて策定いたします実施計画案を作成することといたしております。

次にこれまでの経過および策定までの主なスケジュールについてご説明いたします。

5月に推進本部会議および行財政改革推進委員会を開催いたしまして、公共施設等のあり方の検討手法等について協議を行っていただき、あり方検討小委員会および専門部会を設置したところでございます。

3ページをお願いいたします。上から7行目でございますが、小委員会、専門部会で明日とあさって、2日間をかけまして主な公共施設の視察を行う予定でございます。内部組織の分科会で9月末をめどに参考資料等を収集・作成いたしまして、10月上旬から実質的な協議をお願いすることといたしております。また市民の皆さんのご意見をお聞きする必要がございますので、現在行っておりますタウンミーティング、それからパブリックコメントの手法に倣って意見を募集し、小委員会の専門部会、それから行革の推進本部にご報告するようにいたしております。なお来年の3月に基本方針の答申を受けまして、3月末までには推進本部で基本方針を策定する予定でございます。また平成20年の11月中旬までには基本方針に基づいた第1次の実施計画を策定いたしまして、平成21年の10月下旬までには第2次の実施計画を策定する予定でございます。

なお4ページ、5ページにあり方検討小委員会の委員名簿、6ページに専門部会の委員名簿、7ページに推進体制のフローチャート、8ページから9ページに主なスケジュールを記載いたしております。また別冊でございますが、公共施設等の概要一覧表、公共施設等に関するアンケートの調査結果を配付させていただいております。なお内容の説明は省略させていただきます。以上簡単ではございますが、公共施設等のあり方の検討について報告を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 川上委員

最初に、1ページの3に検討組織というのがあって、これについてお尋ねいたします。

外部組織、附属機関として公共施設等のあり方検討小委員会があるんですね。そして、それとは別に検討組織もう1つの方としては、2ページの真ん中にありますけれども、内部組織として6分科会を設置というのがあります。この関係が7ページの推進体制の関係図表の中で示されておるわけですが、最初の外部組織というのが、右の上ですね。あり方検討小委員会第1・第2専門部会があるのを確認できます。それからもう1つの組織である内部組織、6分科会というの一番下というのも確認できるんですが、この外部組織のあり方検討小委員会と6分科会の役割が今の説明では分かりにくいので、分かるように説明をお願いします。

○ 行財政改革推進室主幹

外部組織であります行革の推進委員会が一番の行革の外部組織の上部組織でございますが、それとその専門的協議組織ということで専門部会、あり方検討小委員会、それからその小委員会を2つに分けてまして専門部会がございます。それと内部組織ということで、推進会議の下に6分科会を設けておりますが、その役割分担についてご説明をさせていただきます。まず専門部内で種別ごとのあり方全般に対する基本方針を協議いたしまして、素案を作成するわけですが、その小委員会において、専門部会で協議した、素案について協議し答申書案を作成ということで先ほどご説明をさせていただきました。この専門部会で協議する素案、資料収集、それから作成。いろんな専門部会で協議するために必要な資料等につきましては、この6分科会で作成をしていただくようにいたしております。その資料を元にこの専門部会で協議を行っていただくと。もう1つが基本方針は最終的には小委員会の方から答申を受けまして、推進本部の方で策定するわけですが、この基本方針に基づいて、今度は実施計画を策定することになります。この基本方針に基づいてそれぞれの分科会で、また行政素案を作っていくことになります。この行政素案ができましたらこれについてこの専門部会、あり方検討小委員会で意見・提言書を作ってくださいというふうにいたしております。この意見提言書を受けまして、最終的には内部組織であります推進本部会議で実施計画を策定していくという形にな

ります。

○ 川上委員

この6分科会が事実上、第1・第2専門部会の事務局的な役割を果たすんですね。

それで第1次実施計画策定、第2次実施計画策定というのがありますけど、この実施計画案を分科会が作成するとなっていますね。正式にこの実施計画の作成にはこのあり方検討小委員会はどういう関わりを持つんですか。

○ 行財政改革推進室主幹

先ほど説明いたしましたように、基本方針は専門部会、それからあり方検討小委員会等で答申書をいただきながら基本方針を推進本部会議、これは内部組織、市長を本部長といたします推進本部会議で策定すると。この基本方針に基づきまして、実施計画につきましては行政素案は6分科会、当然その上の組織であります推進会議等をそういった中で作成をいたしまして、この素案に対しまして、このあり方検討小委員会では意見・提言書を作成していただくと。意見・提言書と併せて最終的にこれを参考にしながら実施計画を策定していくという形になります。

○ 川上委員

次に、資料の3ページにあり方検討小委員会が第1回目が明日とあさってと。公共施設視察になっていますね。第2回目が10月上旬と。で、実質審議開始となっておりますが、後の開催については随時開催となっておりますね。3月中旬に市長答申ということになってますけど、何回ぐらい開催を見込まれてますか。

○ 行財政改革推進室主幹

まず最初に先ほど申しましたように、7月23日に第1回目のあり方検討小委員会を開催いたしましたので、明日、あさってということで第2回目を、これは専門部会ごとに施設を視察をしていただくようにいたしております。今から分科会等で今いろんな資料の収集・作成をいたしておりますので、それが出来次第ということで、だいたい10月はじめに第3回目の委員会を開催したいと思っております。その資料で提案をいたしまして、今年度一杯にはだいたい4、5回程度は開催をしていただくことになるかとは思っております。

○ 川上委員

市長、飯塚市は公立保育所が15あって、その公立保育所の運営検討委員会というのが今行われていますね。8月3日の検討委員会では15のうち3つを廃止し、6つを民営化すると。公立として残すのは旧飯塚が2、それから旧町、穂波、筑穂、庄内、颯田、それぞれ1つだけと。これで6つという素案が事務局から出されましてね、担当課が出されて、その方向がだいたいその場では確認されていたんですね。3つと6つということなんですけどね。名前も挙げられてますよ、保育所の。

で、この運営検討委員会の設置についてなんですけれども、3人が市長が指名して、4人指名して、1人は市民公募となっておりますね。その市長が指名した1人は担当部長です。それで、実は昨日答申案を最終的に確認すると思われた検討委員会が予定されておったんですが、9月3日に延期になったんですよ。10年かけて今言ったような廃止だとか、民営化をやろうという動きなんですけれども、それをやるについては審議機関というのはわずか2カ月。公立保育所を見て回ったというんですけども、だいたい保育を見たわけじゃなくって、施設を見ただけですね、私に言わせれば。1カ所5分とかね、10分程度、建物を見ただけですよ。ガラスが古いだとかペンキはげてるだとか、保育を見てない。そういう状況の中でどうして公立保育所を今言ったように廃止3、民営化6ということを決めていけるのか。で、8月3日のときには実質的に1時間です。途中から廃止・民営化問題入りしましたから。それと比較して、今回の公共施設問題見ますと、600でしょ。それをどのくらいの時間をかけて、市民意見は聞こうという努力は見えないこともないけれども、本当に真剣に公的施設設置した目的があるわけですか

ら。その立場からの審査がどのようにできるのか。私はとにかく廃止・統廃合ありきから出発するかのようなことではまずいと思うんで、今4回から5回と言われましたかね。実際的にはもっと少なくなる危険性があると思うんですね。この間の保育所問題なんか見てましたらね。何か本当の意味での公的施設の充実、市民サービスの向上に結びつくような検討が必要だと思うんですけども、その辺について特別の工夫はありませんか。

○ 行財政改革推進室主幹

先ほど第1次実施計画につきましては、来年の3月末に基本方針を立てまして、だいたい半年程度で第1次の実施計画を策定するというふうにいたしておりますが、どうしても今委員が申されましたようにいろんな種類の施設がございますし、地域の方の意見とか、市民の皆さんの意見を十二分に聞く必要がある施設につきましては、また1年ずらした中で第2次という形でしていきたいと思っております。この中では本当に市民生活に密接に関係する施設が多々ございますので、市民の皆さん方のご意見はいろんな機会を設けて聞きながら策定をしていきたいというふうに考えております。

○ 川上委員

例えば3月中旬予定の答申の中に、あなた方小中学校の統廃合を盛り込もうとしているでしょ。そういうのを4、5回くらいの議論でやっていいのかと思うんですよ。どうですか。

○ 行財政改革推進室主幹

この基本方針につきましては、実質的な審議はまだ行っておりませんので、どういう内容のものになるかというのは分かりませんが、この基本方針はあくまでも実施計画を立てる上での本市の公共施設のあり方全般に関する基本方針的なものになりますので、その統廃合も含めて検討いたしますが、どういう記載内容になるかというのは今の段階では不明でございますので、ご理解をお願いいたします。

○ 川上委員

その方向を否定されないわけだけれども、いずれにしてもこんな短期間で数にしてみれば600なんだけれども、住民生活に直接結びつくでしょうから、教育施設なんか深刻だと思うんですよ。こういうのをわずかな期間で、しかも主導としては行政主導じゃないですか。こういうやり方で短兵急にやるのはちょっと、再検討する必要があるというふうに思いますので、これは指摘をしておきたいと思います。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

以上をもちまして、総務委員会を閉会いたします。おつかれさまでした。